

6. 水道事業者等への指導監督について

(1) 水道事業の運営状況に関する報告

厚生労働省においては、水道の布設及び管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するため、毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業者等から事業の状況報告をお願いしているところである。

本年度においても、いくつかの課題に関して報告をお願いしているところであるが、その趣旨をご理解上、期日までに回答をいただけるよう協力をお願いする。

また、その一環として都道府県、都道府県認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への調査もお願いしているが、都道府県担当部局におかれては、その取りまとめについても協力をお願いする。

(2) 立入検査

ア. 目的

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保する。

イ. 立入検査実施状況

平成20年度における立入検査については、平成20年5月から11月にかけて、厚生労働大臣認可の513の水道事業及び水道用水供給事業のうち、58事業及び国設置の専用水道設置者2者に対して実施した。（資料6-1及び資料6-2参照）

立入検査においては、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

具体的には、

- ①水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- ②認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- ③施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- ④健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- ⑤水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- ⑥水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- ⑦自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- ⑧情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
- ⑨資源の有効利用及び環境保全対策の実施状況
- ⑩その他（地域水道ビジョンの作成状況等）

の項目について、適切に実施されているかを書類審査及び現場にて確認した。立入検査の実施に当たっては、水道技術管理者の出席及び説明をお願いしているところである。（資料6-3参照）

また、検査終了後、検査内容について講評を行い、改善を必要とする事項については、水道法への抵触などその重要性に応じて文書指導又は口頭指導を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

ウ. 立入検査の結果

平成20年度に実施した立入検査の結果については、現在取りまとめ中であり、今後確定次第、厚生労働省健康局水道課のHPに公表することとしている。

なお、平成20年度に文書指導した主な事項としては、水道技術管理者による監督体制の不備、水道の布設工事監督者資格要件の不備、水質検査実施の不備、水質管理体制の不備などが挙げられる。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管下水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

エ. その他

平成14年度より毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、来年度は10月28日(水)に開催することとしているので、水道事業者等にあっては、必ず水道技術管理者が出席できるよう配慮願うとともに当該研修の中で事業者における取組事例の発表も実施しているのでご協力を願いたい。

(3) 水道関連の主要な事件・事故について

平成20年において発生した水道関連の主な事故事例等について、(資料6-4)にその概要等を掲載しているため、各水道事業者等におかれては、これらの事例を参考に事件・事故の事前防止のための適切な対策を講じられたい。併せて、都道府県におかれても、管内水道事業者等に周知されたい。